

福智町一般競争入札心得書

(入札について)

- 1 入札に参加する者は、入札について不正な協議をしてはならない。
- 2 入札書は所定の用紙を使用し、工事名、工事箇所、請負金額を記入し記名・押印のうえ本人が提出するものとする。代理人が提出するときは、委任状を添えなければならない。
- 3 入札書と併せて、入札書に記載した金額の根拠となった内訳書を提出しなければならない。この内訳書は返却しない。
- 4 入札人は、入札会に無断欠席の場合は、指名停止をすることがある。
- 5 入札人は、入札執行前に見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付するものとする。ただし、福智町財務規則第113条により入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合はこの限りではない。
- 6 入札回数は1回とする。

(事前公表した予定価格を上回った入札の取扱い)

- 7 予定価格を上回って入札した場合は失格とし、当該業者は指名停止などの不利益な取扱いの対象となる場合がある。

(入札の辞退)

- 8 応札に至るまでいつでも入札を辞退することができる。
- 9 入札参加資格確認後、入札の告示により公示した入札参加資格に欠ける者は辞退しなければならない。
- 10 入札を辞退するときは、入札辞退届を入札執行までに、持参もしくは郵送必着で提出する。入札施行中にある場合は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を施行する者に直接提出して行う。
- 11 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 12 第9項に該当する者で、第10項により辞退届を提出しなかった者の入札は無効とし、失格とする。また、指名停止に処する。
- 13 1者のみ応札をした場合は開札せず返却し、再度公示し、同じ予定価格をもって入札を行う。
- 14 全社が辞退届を提出した場合は、積算の点検をする。
 - (1) 点検の結果、誤りがなかった場合は、再度同じ予定価格をもって入札を行うものとする。
 - (2) 誤りがあった場合は、予定価格を変更して入札を行う。ただし、再度この入札において全社が辞退届を提出した場合は、入札条件(入札参加者対象地域要件)等を変更し、同じ予定価格をもって入札を行う。

(落札人の決定)

- 15 入札のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の入札人を落札人と定める。ただし、同価格の入札人があったときは、くじによって落札人を定める。この場合において、当該入札人のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。なお、最低制限価格を設けた場合は、その価格を下らない最低価格の入札者を落札人とする。この場合、最低制限価格以下で応札した者は失格とする。

(落札人の責務)

- 16 落札者は、落札決定後7日以内に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を現金又は、②～⑤のいずれかの保証を付して、契約をしなければならない。

- ① 契約保証金の納付(現金)
- ② 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
- ③ 金融機関・前払保証事業会社の保証
- ④ 履行保証保険契約の締結
- ⑤ 公共工事履行保証証券(履行ボンド)による保証

- 17 落札人は、工事の全部又は、大部分を一括して第三者に請け負わせてはならない。又、工事を全部又は大部分を請け負わせた場合は指名停止に処する。
- 18 落札人は、契約締結後、工事の施工に関する書類を契約約款に基づき提出しなければならない。
- 19 前払金の請求は、公共工事の前払金保証契約書を付して、契約締結後14日以内に請求しなければならない。ただし、契約締結後7日以内に着手しない場合、14日以内に前金払請求を行わない場合は、前払金の請求権利を放棄したものとみなす。
- 20 以上のほか、福智町財務規則並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）など入札に係る法令、工事施工に係る法令を遵守しなければならない。
（その他）
- 21 入札参加者が福智町建設工事等入札参加者の指名停止要綱（平成19年福智町要綱第8号。以下「指名停止要綱」という。）別表各項各号に抵触する場合は、同要綱に基づき指名停止に処し、同要綱第12条の規定により公表する。また、この場合、福岡県及び建設業許可機関並びに福岡県警察本部、公正取引委員会など関係機関へ通報する。
- 22 前号の規定に関わらず談合情報を得た場合は、直ちに公正取引委員会及び福岡県警察本部へ通報する。